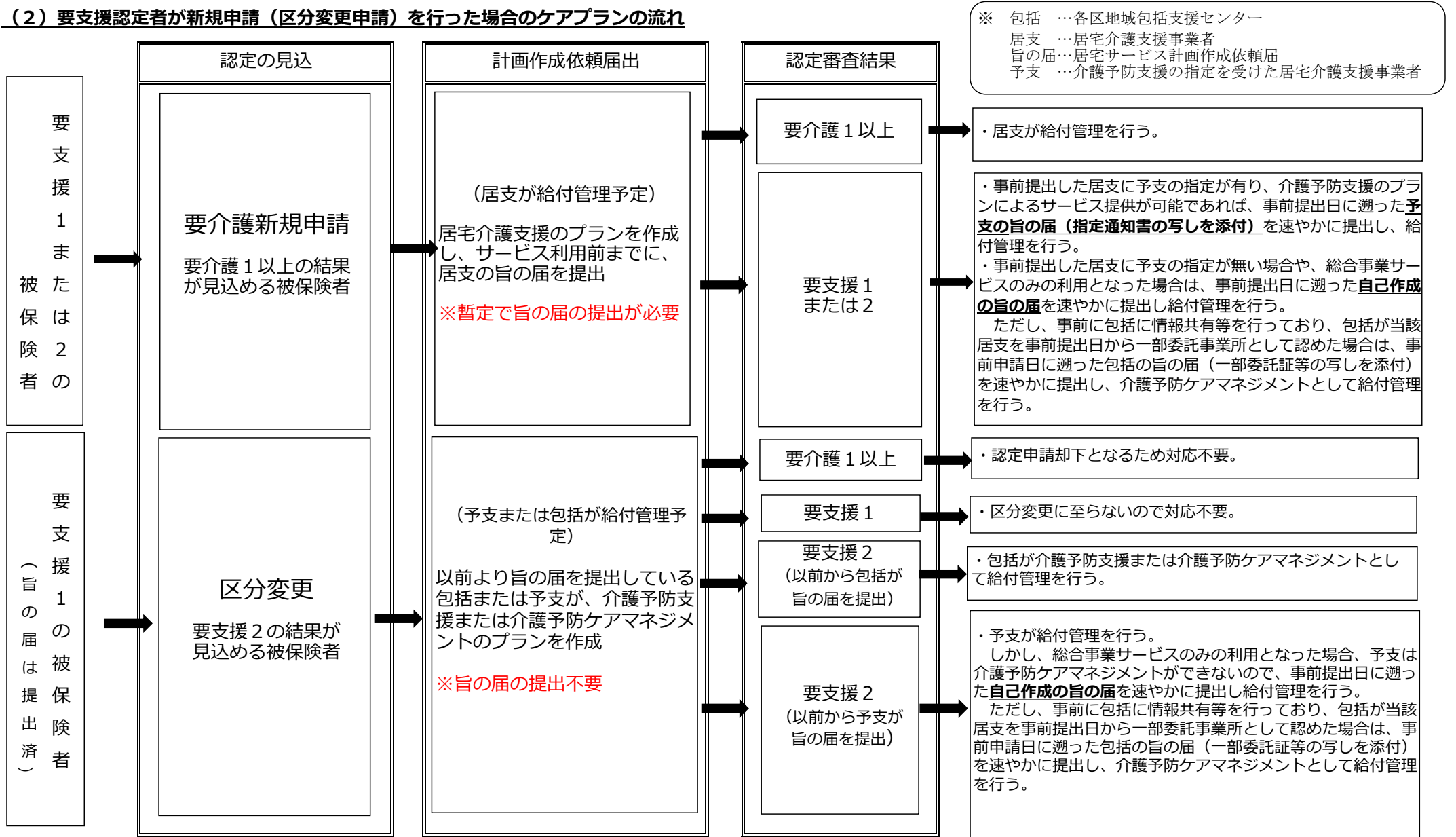


(2) 要支援認定者が新規申請（区分変更申請）を行った場合のケアプランの流れ



- ※1 暫定ケアプランの取扱いを行うにあたってはサービス利用前に旨の届を大阪市に必ず提出しておくことが前提となります。
- ※2 サービス利用があったにもかかわらず、そのサービス利用月と同月に旨の届が提出されていない場合は居宅介護支援費及び介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費は請求できません。
- ※3 上記のケースで旨の届を月を跨いでの遡りが必要になった場合は、**認定結果がわかり次第速やかに旨の届を提出してください。連絡がなく遅延があった場合は遡りを認めません。**（原則、旨の届が提出された同月の1日までしか遡りは行いません。）